

第3回子どもの権利・参画のための研究会

平成18年2月13日(月)

午後6時から

千葉県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1)千葉県における子どもの人権の実状把握のための調査方法について
- (2)その他

3 閉 会

第3回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成18年2月13日(月)午後6時から8時

場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室

参加委員 池口紀夫委員 池田徹委員 市川まり子委員 岡田泰子委員

甲斐久美子委員 黒木裕子委員 佐藤浩子委員

(注) 議事録は原則全公開を旨としますが、内容に係り発言者名等を部分非公開とさせていただくことを申し合わせました。

室長 ただいまから第3回子どもの権利・参画のための研究会を開催させていただきます。

本日は小笠原委員におかれましては体調不良のため欠席との連絡をいただいております。ご了承のほどお願いいたします。また事務局は、前回同様に健康福祉部児童家庭課のほか、同部健康福祉政策課、障害福祉課並びに教育庁指導課から担当職員が出席しております。

それでは、以下の進行は会長の池口委員の方にお任せいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

会長 それでは始めたいと思いますが、

今後につながる重要なポイントだったなと思うことがいくつかあります。まだ、議事録ができていませんから、私の記憶はとてもいいかげんだからあまり正確なことはいえませんが、ひとつはやはりこの研究会は子どもの人権条例の制定について検討するということが入っているわけですから、こうあったらいいなとか、こういうあり方が必要だとか、現状こういう問題がいっぱいあるというような、そういうことはいっぱいあると思うんですけども、どうしても条例でなければいけないのかと、なぜ条例でなければいけないのかという所は今後、課題として十分検討して明らかにしていかなければならない大きなポイントだなというふうに前回の議論を通じて考えております。そのテーマに関しては、今後いっぱいポイントが出てくるわけで、子どもに関する法律というのはいっぱいあるわけで、子どもの権利に関わる法律もいっぱいありますね、児童福祉法もそうだし少年法もそうだし、児童虐待防止法もそうだし、その他の条例とも青少年に関わる条例もあります。そういうものがある中でなおかつ新たに千葉県の子ども人権条例がやはり必要なんだと、あるいは必ずしもそういうものは必

要ないんじゃないかという議論は当然、重要な部分になってくるのでそういう点は今後の中で明らかにしていかなければならない。これは今日やる課題ではないんですけど、ある意味では感想です。もう一点は、前回私の方でちょっと問わせていただきまして、さっそく黒木さんがそれに答える資料を持って来られたようなんですけど、社会参画といったときにそれぞれ今現在、いろんな場面で活動していらっしゃる方がたのイメージはどのようなものなのか、何を社会参画と考えていらっしゃるのか。あるいは実際の活動内容からして何を社会参画として考えてそれを実現しようとしているのかということをもっと今後明確にしていく必要があるんじゃないかと。権利の内容としても明確にもっと深めていかなければならないし、実際に具体的に県民にとってわかるようにですね、何が社会参画で、社会参画するといったいどういう良いことがあるのかと、そういうことをより明確に出していかないといけないなど。それは今いろんな事業や組織・団体で活動においても試みられている内容でもありますから、公民館なんてほんとに社会参画を考えてやっておられる面もありますし、学校さんもそのようなテーマを持って考えてらっしゃいますし、市民活動においても然りなわけでそういういろんな、まだイメージが必ずしも確立されていない中で、いろんな試みがなされていますからそういうものをより集約して、本当に意味のある社会参画というのはこういうことなんだと今後十分議論しながら明らかにしていく必要があるだろうと、前回の議論を通じて大きな宿題になっているなど感じたところです。

今日のテーマはですね、今言ったように子どもの条例が必要かどうかという前提として考えたときに今の千葉県内の子ども達の人権に関わる状況が、どういう状況にあるかということが基本的なデータになっていくわけですね、それに基づいて必要な課題がでてきて、その課題の中でほんとに条例でなければいけないかという所が出てくるわけですから、基礎的なデータとして子どもたちの人権の状況をしっかり把握し、明らかにしていく作業が必要であろうということで、本日のテーマは、事務局の方でご用意していただいた議事にありますように、千葉県における子どもの人権の実状把握のための調査方法について、どのような方法で調査をしましょう、あるいは誰に向かって調査をしましょう、何を狙って調査をしましょうとそういうことについて今日、知恵を集めていきたいということです。今日

以降の作業のプログラムにも関わって、その辺を明らかにしていきたいと思えます。資料として、もっと出してもよかったんですけど、あまり出しすぎてもこの場で点検するわけにもいかないし、本当は次回に向けて間にですね徐々に出していくという方法が良いように思っていますけども、本日はその先行している他県、あるいは自治体の中からアンケートという方法で、その調査をされた滋賀県の資料を事務局の方で用意していただきました。これは方法としてはアンケートになっているわけですね、かなりの数の調査をされています。調査方法としては、この場合はエリアは滋賀県全域ですけど、調査対象としては県内の小学生4年生から高校3年生までの子どもを対象にして実施しています。この場合、大人も対象にしているんですね。大人と子どもの意識の比較も後の分析でしているんで、そこはなかなかおもしろいというか注目すべき内容が出ていますけども。大人の場合には、県内在住の満20歳以上の男女で、在住の外国人も含んでいるんですね。もう1つの特徴はですね、養護施設とか児童自立支援施設とか精短施設とかの子どもたちを特定してアンケートもとっているんですね。それはその他の場合と分けてやっているんですね。これはちょっと特色があるなと思っております。標本数としては、子どもが4500人を対象に、大人が1500人、施設に入所している子どもが200人という標本数でやっています。抽出方法としては住民基本台帳を及び外国人登録原票から無作為の抽出で抜き出して、郵送による質問方法を取っています。調査期間は結構短くやっていますね、半月くらいの期間で、督促は一回やっていますけども。調査したのは、委託をしているんですね。地域社会研究所という所に委託をしてやっています。監修は喜多さん。有名な方ですけども、子どもの権利条約総合研究所の、早稲大学教授の喜多さんに、質問項目と分析方法のリーダーシップをとってもらってやっていると。これが滋賀県方式のアンケートになります。それから近い参考例としては、今、議会に出されようとしている千葉県の、名前は変わるようですけども今までの名前だと、障害者の理解を深めるための差別をなくすための条例という作業を研究会で一生懸命やってきて、成案になっていますけども。その時の方法は、差別事例集を集めたという形の調査方法をとっています。それから全国的な子ども条例のやり方、特に例えば川崎市なんかを見ると、直接子ども広場という形で子ども達の意見をその場で聞いて集約するというやり方も取られ

ています。大きく分ければ、先行事例それから身近な障害者差別についての条例案の作り方の中ではそういった方法が取られているとっていいと思います。今までのところで皆様の質問なり意見なり、まずどんな方法を使って調査を実施しましょうかと。はい、どうぞ。

委員 これは一案なんですけど、方法としてですね専門家に監修していただくという方法もあると思うんですけど、千葉県の中でこれから先生になる千葉大の学生さんとか保育士さんになる方とかそういう若い人たちと共にこの調査自体を一緒に進めていくような作り方はどうかなと思います。結果が出て、その結果をもって意識啓発をするとか広めていくとか教育するというのこともありますけど、なんというかこういうものを自分の中に内在化していくということがすごく大事で、そのためにはプロセスを若い人たちと一緒に作っていただけるとイメージしました。若者だけではなくて、養護施設の子どもたちとかそういう人たちも含めてですね、特に子どもに対する設問については問われたときにすごくわかりやすいとかイメージできるかというそういうものが大事かなというふうに思いました。それで、大人と子どもに同じ設問をするやり方はとても良いと思います。最近養護の学校の先生が、自分の学校の子どもに調査されたお話を聞きましたらやはり、大人は子どもとよく話をよく聞いているというふうに思っている、でも子どもにとってみればあまりわかってもらっていないというイメージを持っていたり、そういうことが鏡のように見えて来た調査でした。それなので、同じ設問で大人と子どもにやるのはいいかなと思います。以上です。

会長 今のご意見は3点一緒に述べられたんですけども、1つをアンケートを実施しようということですね。それからアンケートを実施するに当たっては若い学生さんを考えてらっしゃるようですけども、そういう若い人たちと一緒に進めていこうと設問項目の内容の作り方から実際の調査の推進も含めて若い人たちと一緒にやっていきたいと思います。それから子どもと大人両方に同じ設問をするということはとても意味があるというふうな3点のご指摘だったと思います。他の方がいかがでしょうか。1つはアンケートはやっていきたいと思います。どうぞ。

委員 今、子どもを守る活動なども全国的に広がっていますけども、やはり大人たちが子どもたちの周りで非常にいろんな議論を戦わせているだけ

も、じゃあ子ども自身が実際どう感じていたり、どのように思っているのかってというのはきちっとフォローされないまま大きな議論になっているような気がするんですね。やはり、大人と子どもが直接話していないので非常に問題解決が遅れているんじゃないかというのが多々あると思うんです。ここの場もそうなんですけども、本当に子どもの人権であるとか子どもの参画を考えるならばやはり当事者の子どもがいないのはおかしいのではないかと初めから感じておりましたが、アンケートをとるだけではなくて、子どもから直接意見を聞くことが子どもの参画ということにもつながりますし、この会の意味があるやり方だと思いますので、是非直接対話ということを取り組んでいけたらいいなと考えています。

委員 私も、是非子どもの声を聞くというのは必要だと思います。でも、その時にアンケートも用意をしておいてそれを基にというのもいいのかなと。で、若い人も巻き込んでこの研究会のこのメンバーでずっとやっても埒があかないかなという思いがあるんですね、ですから早い時期に巻きこんで一緒にこういうのを作りましょう、取り組みましょうというのを始めてはどうかと思うんです。そこで、ある程度繋がりのある高校生とか大学生とかあるいは子ども劇場関係でチャイルドラインをやっている方とか、その中で手を挙げていただいて一緒にやりましょうって言って質問作りから始めていって、できたアンケートを活用して直接子どもたちとの対話の機会を持ったりとか。この前も申し上げたんですけど、学校を通してのアンケートというのが学校に対する働きかけになるかなと思うんですね。今日、実は青少年育成委員会の私の方の学区の広報作りをやっていたんですけど、「子どもによる子どもの権利条約」っていうんでしたっけ、その本を子どもに読ませて感想文を書いてもらって、それを育成委員会便りに載せようということになって、それを育成委員会の福祉部で学校側に投げかけたときに、最初は「待ってほしい」と言われたそうです。それは子どもに権利ばかり教えると義務や責任がすっぽ抜けてしまうということで、結局は趣旨を理解していただいて実施できたのですが、そのことは私の子が小学生の時にも言われたことで、だから今でもそういう認識があるのかなという、だからなんとか学校現場に子どもの権利条約、それと条例作りの事を理解してもらおうというのが作る段階で必要かなと思います。学校で待たされたをかけられないように、本当のこちらの趣旨を理解していただくには最初から、

学校にもこういうアンケートで子どもの声を集めたいというのを理解していただく作業をね、最初から始めといたほうがいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。アンケートはアンケートで良いと思いますけど、活用方法と作り方で、なんとか広げていけたらなと思うんですけど。

会長 アンケートを実施する場合に、作るのは我々だけで作るか若い人と委員会みたいなのを作って一緒にやるかというのがあるんですけど、その作る作業チームをどうするのかっていうのとそれを出来たら実施すると、その実施するのをイチカワさんは学校を通して、その教育活動の中でやるのがいいのではないかということです。投げかけるというのはこの趣旨について、学校といっても県内いっぱいあるんで、まずは教育委員会さんだと思うけど、そこでご理解をいただいて、学校を通じて調査を実施するのがいいんじゃないかと。もう1つ、そういう趣旨から言えばそこで、出てきた結果について学校の中で議論をしていただくとか、使っていただくとかそういうことも含んでいると思うんですが、そういうふうなことですか。

委員 あのやはり子ども権利とか条例とかっていうと学校現場とか教育関係でかなり理解してもらえる難しい面が含まれているのかなと、すべてではないですけどね。だから、やはり学校を通したアンケートというのもやってそれをやりながら理解していただくというかね、この動き自体を。そういうことが必要かなと思うんですけど。

委員 先に私たちが実施したアンケートで、子どもとメディアのアンケートをやったんですけど、やはり直接行って話さないに通じないっていうのを感じます。書面も用意しますが、それを持って回って、責任者の方に訴えさせていただいて、ノーはノーでしようがない。イエスだったらいくつかでもってことで、市町もかなりの数にご協力いただいたんですけど、やはりそうですね一斉にペーパーだけではなかなか協力を得られなかったですね。

会長 じゃあもうちょっと詰めたほうが良いと思うんですけど、アンケートを実際にアンケートそのものを誰か作るかっていうところから入らないといけないんですけど、オカダさんのイメージだと大学の学生さんなんかと繋がって一緒にアンケート項目を作っていくと、もちろん最終的にはここで責任を持っていくわけですけども。案作りをそういう形でやっていってはどうかということなんですけど、いかがでしょうか。

委員 是非、その場に子どもっていうか高校生とかもやはり入れてほしいなと思うんですよ。やはり、学校の現場にいまし、ちゃんと問題を感じてますし、高校生くらいだった十分議論できると思うし。

委員 そうですね。やはり当事者が入ることによってすごく深まって私たちの気づかないとこの気づきが出たりしますんですごく大事だと思います。

会長 どういう高校生に呼びかけますか。

委員 そうですねえ。知っている子はいくらでもいるんですけど、どうしましょう。そういうことでいいのか。

会長 そういうことでいいのかということもね。

委員 いいのかどうかですよね。もうちょっと広く呼びかけないといけないんじゃないですかね。

会長 呼びかけかただっていっぱいあると思うんですよ、それこそインターネットで呼びかける方法もあれば。大きく呼びかけたらもしかしたらいっぱい手が挙がるかもしれないし、ただいっぱい手が挙げたらどうするかというこというのも。シンポジウムやフォーラムやるのとわけが違うんで。まず、案を作らないとスタートしないわけでその辺は、現実的に考えないと。まあ高校生が入ることに特段、反対というのはこの中でないような気がしますけど。実際問題をちゃんと考えないと。

委員 取りあえず目の見える範囲でというか、つながりのある大学の学生に呼びかけるとか、なんか数人で良いと思うんですよ。だから心当たりを当たって、個別に当たって質問を作りはそれで、それを投げかけるときにいろんなところに広げていくというのでも。だからもし、おやおこ劇場とかで高校生や中学生が参加してくれるだとしたら、それはそれで良いんじゃないでしょうかね。それでそれぞれが心当たりを連れてきてもいいですよ。いろんな関係があるでしょうから。じゃないとスタートしないですよ。

会長 いくらゆっくりと言ってもですね、それは何ヶ月もかけてやるというのは全然現実的ではないんですよ。これは目的が明確なんですから。研究会と言っても一般的な研究活動をやっているわけではないので。そういう近場というか、委員の繋がり団体でも良いから、たたき台作りをしてもね。おおよそ、この中でもそれこそ全員が入る必要がなくて、そのための担当でも決めて、全部でも10名以内というレベルで早急にアンケート作成委員会を作って、始めるというイメージでいかがですか。

委員 公募しなくても大丈夫ですかね。この研究会も一応、公募はしたのですよね。ですからしていると思うので、最終的にこの研究会で、アンケートの設問を決めるための下案を作るんだから良いという考え方もあるんだけど、なんかやはり不明朗な所がない方が良いと思うんですね。ちょっとそこは、問題があるかないかわからないんで事務局に確認はしたいなと思いますけどね。

会長 事務局いかがでしょうか。

事務局 その問題という捉え方がいまいち、よくわかりませんが、この研究会というのはご存知の通り、作業部会の中の一部ということで位置付けられてまして公募で作られていますのでその外枠というのははっきりしているんですね、作業の過程で協力者を招くと、総意で招くというのであれば別に支障はないと思うんですけど、ただそれが言ったように偏りとかそういういったものがあるのかというのは、もう少し慎重に議論いただきたいなと思うんですね。で、この方たちは委員ではございませんので、はっきりいってそこまで縛りかけるとするのが妥当ではないと思うんですけども、その成果が生かされきれないとかえって失礼に当たりますので、最初からできたらきっちり公募なら公募、あるいはこの階層からこういう基準で選ぶとか、明確な基準のもとに参加いただいたほうがその方たちに失礼に当たらないんじゃないかと思うのですが。

委員 すみません。ただそうすると時間がかかりますよね正直な話。

会長 時間かかるだけじゃない問題もいっぱい出てきます。

委員 さきほど、事務局の方がおっしゃったんですけども、明確な基準があれば良いというお話だったんですけども、どういう所から協力者を得られたら成果があるのかというのがこの会がきちっと持っていれば良いということになりますよね。だからそれが詰められれば良いのかと思うんですけど。公募した場合には、多分日程的な所を短くして限定して集めていく、期間限定で集めていくしかもうないと思うんですけど、それでいっぱい来ますかね。どうなんだろう。難しいですよえ。

委員 なかでアンケート案を作るというのはまずいでしょうかね。その、子どもを新たに参加してもらわないと。それの方が望ましいのはわかっているんですけど。そこにこだわるかどうかというのが、私は今回の場合はこだわらなくていいのではないかと思います。全体、この研究会自体が人数が

少ないわけでもしこれが条例制定という所までにちゃんと段階を踏んで進んで行くとすれば、そう遠くない内にこの研究会は再編する必要があると思うんですね。ですので、あるところまで行ったら研究会としてやはり例えばアンケートをやった結果、子どもに関する様々な権利侵害が実態がわかってきた、したがってそれを権利を守るためには、条例制定を視野においた具体的な検討を進めて行く必要があるし、それはもっと大勢の各界の人たちに参加をしてもらってその策定作業を進めて行く必要があるというふうな結論を出して、この研究会を再編していくというふうなことになるんじゃないかと私は思ってるんです。ですからそこまでのことってというのは取り敢えず、実務的に進めて行ってそこから先の枠組みの中で、当回事者の参加ってことに関してそれを積極的に図っていくというふうにしていったらどうかなと思います。そうなれば、委員会なり作業部会なりの当事者参加というのが図られるわけですから、アンケートの作成に関して子どもを何人か参加させるという以上のね、枠組みが出来てくると思うので、そこまではあまり形にこだわらないでやってもいいかなというふうには思います。

会長 今のご意見は最初の頃に議論しましたが、ある段階で再編する必要があるだろうと、それは本格作業に入れる段階だと思いますけども。そういう中で当然、子どもの意見を聞くというのは必要ですし、この委員会の中で聞くだけではなくてもっと多くの子どもの意見を直接集約できるような仕掛けは必要だと思いますけども、例えば1人、子どもが委員としてこの研究会に参画すると子どもの意見を聞いたかっていうとこれはこれでまたいろいろ批判がでると思うんですよ。それはごく1人の意見、あるいはそれがある団体の子どものみであればある団体の意見ではないかと。これは子どもであろうと大人の場合であろうと、いろんな団体、いろんな各層の意見を聞いてやらないとこの会の目的自体からすると公平ではないし、責任はもてないし、透明性にかけるということは当然出てくるわけで、自分の繋がりというのはやりやすいんですけども、必ずしもそれが子ども達全員の声を反映したことにはならんだろうというのは必ず出ると思います。最終場面からでそういうことが出たんでは、これはもともこもないということが言えると思います。だから当然案作りの担当委員を決めないといけないと思うんですけど、その人が意見を聞くのは自由ですよ。それは。聞

いてくるのはね。そういう質的にそういう質を担保するという意味ではね。ただ、この研究会のサブ委員会ができて、そこに委員として入ってもらうということになると難しいですね。本当に公募すりゃはつきりするけど、公募してうまくいくかというとは私はちょっとそれはうまくいかないだけでなく、できなくなる恐れがある作業が。だから、私なら私の団体の学習活動とか研究活動とかそういうレベルならいいと思いますが、なかなかそういうものではない。あの、これはやはりいろんなケースを考えると良い場合はいいんですけど、うまくいかない場合も公平なんですね。オープンですと。それはちょっと慎重に考えた方が良くないと私も思います。まあ、担当委員を決めてなるべくいろんなスタンスいろんな見方を十分集約する形で、案作りに努力いただくというぐらいのところにしたいほうが良いかと思います。よろしいでしょうか。アンケートをどのようにやろうかという議論をしているんで、アンケートをやりたいということを取り敢えず案作りをしましよという所まで来たわけですね。そしたら、なるべく効率的にやったほうが良いと私は思うから案作りの担当を委員を是非、決めたいと思うんですけども私やりまじよという方いらっしゃいますか。はい。他に。

委員 あのですみません。子どもの権利に関するところと参画という角度の質問も、両面ないといけないと思うんですね。ですから1人じゃいけないなと思いますので。

委員 仕方のないことなんで、案作りのところに子どもを入れるということは、今回はあきらめるんですけども、どうしてもいつもいろんな活動をやってきて、最初から見せていかないと非常に難しいなというのを感じているんですよ。それで、子どもよ共に一緒にやるという意味なんですけど、やはり丸ごと初めからきちんと子どもの中に情報が入っていて、それで目的も明快でそれに子どもも共感して始めないと、やはり与えることになっていくんですね。今、自分が手を挙げなかったのは、例えば私になって子どものその部分を代弁できるかなという所が自分の中で不安があったので、すぐ手を挙げなかったんですけど。はい。

委員 私も私個人の考えでやるつもりはないんですよ。いろんなところの例がありますし、こういうのである程度たたき台を作ってみて、周りの学生とか若い人に投げかけて、どうって聞いてみて、ですから〇〇さんの方は最

初からどんな質問だったら答えられるとかね。聞いても良いと思うんですよ、参考意見として聞いてをそれをまとめた上で皆さんに提示して、それがある程度、客観性を持って適当だという判断をここでするわけですから。参考意見、今アンケート作りをしているんだけどって投げかけて意見を吸い上げるのはいいんじゃないかと思うんですね。で、それが必要だと思うんですよね。

委員 別に担当になった人が打合せをする席に子どもがいても全然問題ないと思います。

会長 問題ない。ただ、委員さんが作ることに違いない。委員さんであるということで、あんまり個人的にはこう思います、ああ思いますというだけでは困るわけで、それなりに広範な意見とか現在の状況とかは勘案してもらわないといけないし、何よりもアンケートを作る場合に意識してもらわないといけないのが子ども権利条約。条例を作る場合の目的の1つの大きな前提が子ども権利条約を各自治体単位で実体化していくと。それが大きな目的の1つですから、子ども権利条約にないことを織り込んでくるというのは、それは違うだろうと。あるものをより身近に、滋賀県的に言えば日常生活の中で感じることに近づけて設問を作っていくと。しかも、子ども権利条約全部の項目に渡ってやる必要はないわけで、その中で特にポイントとなる例えば意見表明であるとか、暴力を受けていないとかそういったポイントとなるところをやはり設問に入れていくというのは、それはやはり当然考慮してやらなきゃいけない。

委員 あのそれとですね、手分けするっていうわけではなくて両方が一応全面的に作ってみて、でもきっと欠けている面が出てくるでしょうから、その後ですり合わせて、一本化して皆さんに提示するというようなね、参画はまかせようじゃなくて一応子どもの権利条約を土台にして条例作りに向けたアンケートということでやってみませんか。それで、私も自分で言って自分を追い込んでるんですけど。

会長 別に〇〇さんが社会参画の代表というわけではないけども、活動の内容的に。どうしますか。最低2人以上。アンケートだけでなくいいわけですからこれから議論する方法としては。それ以外もやるんでだったらそれ以外にも担当委員になってもらわないといけないし。

委員 個人的にはですね、私は子どもから直接意見を集めるという所に関わら

せていただきたいなと思ってるんですよ。アンケートももちろんご協力したいんですけど。直接、声を聞いていく子どもの広場みたいなそういう集め方もあると思うので、できたらそういう方法も取り入れていただいて、それでアンケートにプラス厚みを加えていくほうのところを頑張ろうかなと思っていましたもんですから。すみません、そういうふうにいるところなんですけど、両方はやれないかと思って。

会長 じゃあ誰かもう1人お願いできませんか。

委員 すごくこれ急ぎますよね。

会長 次回までに原案作成ですね。次回に原案を検討するというでないと、3ヶ月かかっちゃいますので。ダメなら私やるからいいですよ。

委員 そうですか。すみませんお願いします。

会長 では、次は対象をどうするのか。滋賀県の場合はいわゆる無作為抽出。無作為といっても全然無作為ではないんですけどもちゃんと限定はあるんですけども、そういう格好で住民台帳から採ってやっているわけで。子どもが4500、大人が1500で両方合わせて6000件くらいやっています。それはなかなかそういう調査をする以上、200や300とか500では信頼性に欠けると思います。大人と子ども両方やろうというのは割合イメージとしてはいいと思います。そういう場合に、無作為抽出してやるのか年齢層からそうやって。

委員 これも事務局に、聞きたいんですけどいわゆる抽出をしてアンケートを出すということは当然郵送したりするということになりますよね。ですから予算はけっこうかかる話だと思うんですけども。それこそ来年度やるとすれば、補正予算でやらなければならないことだと思うんです。差別をなくす条例のときに、あれはそんなにお金かかって思うんですけど。お金がかかってないのはそれは単純に募集したから、募集に対して応募してきたからお金がかかってないわけですよ。募集方法はインターネットなどでやるわけですから、それでしたら当初予算に入ってなくてもなんかやりようはあると思うけども、アンケートってやれるのかなと思うんですけど、そこは大丈夫なんでしょうか。

事務局 恐れ入ります。ご心配いただきまして。おっしゃるとおりでございます。あまりにも経費がかかりますと補正を組まないと、補正が議会を通るかというそこらへんになりますので、今考えられることは、恐れ入ります

がなるべく経費のかからない方法ということで我が課の経常経費の中で泳げる範囲、例えば郵送にしても片道、返すときだけとかいうことでどのくらいできるかという。ただ皆様がたのほうで議論していただいて、この虐待に向けてこのくらいないと正確なものが掴めないということが出た上で御相談いただかないと、私の一存ではOK というわけではいけませんので。例えば、客対数とどの階層と何客体をどれくらいやってこういう調査方法でと。第一案がこうで行きたいということが固まった段階でということ。予算面は。ただはっきり言いまして、滋賀県がやったような委託するとうようなことはこの場では全く望みは薄いかなと思います。それと膨大な経費がかかる補正対応もかなり財政厳しい、正直言って厳しいです。

委員 そこで学校を通して県内各市町村の学校1校ずつとかね。学校単位で教育委員会を通して協力要請ができれば、子どもと保護者、それに先生にもお願いできますよね。私はそれは是非聞きたいなと思います。いかがでしょうかね。

会長 ちょっと先生はおいといたほうが良い。取り敢えず、それは小中高というバランスで何校か依頼して、やっていただくことが可能ならばそれは私は面白いと思いますね。

そういう可能性はありますか。今、できるとかできないとか言えないと思いますけど。

事務局 すみません、この場で回答というのはかなり困難なものですから、皆様には議論を進めていただいてただ私個人の見解としては、学校を通じて、取るのは避けて通れないかなとご協力いただくのはやもうえないかなと感じております。皆さまの議論がまとまった段階で、うちの方の健康福祉部から教育庁に対して協力依頼という形は考えて行きたいとは思いますが。

会長 そういう方法でお願いをしてみるといことはいかがですか。

委員 それは、賛成です。その上でなんですけども、アンケートの項目がどれくらいになるかはわからないんですが、そう難しくない項目数であればその回答に関しても公募するというやり方があると思うんです。インターネット等で設問を提示して権利が侵害されたと思った人はそれを書いてくださいますということでその両建てでやったらどうかと思います。

会長 学校通じてお願いをしてご回答いただくことを模索したいというのと、ホームページで公募するという二通りでやったらどうかと。これは賛成で

すね。はい。

委員 では、アンケートの目的というか内容に近い目的というのをもう一度私確認したいんですけど、というのは、例えば今子どもの問題で言うと最も大勢の関心があるのは子どもの安全の問題ですよね。実際に犯罪で子どもの安全が脅かされているということで、通学の際に保護者が警備をするということも各地で自発的に行われたりしているわけですけども。そういう意味でいうと、子どもの権利で言ったらまさに安全の権利が脅かされている。それはどうするんだということは、当然意見としていろんな県民から出てくると思うんですけど、そういう問題は今回、子どもの権利からはずしてしまうのかということも含めて、このアンケート調査で何を獲得しようとしているのか、子どものどういう権利侵害の実態に対して調査をするというのかっていうのをもう少し詰めたなと思います。

会長 今のを関連してお願いします。

委員 関連してなんですけど、今安全のことをおっしゃってそれはあると思います。それで、項目に記述式を入れるか入れないかでかなりイエス、ノーだけでないものが出てきたり、気づきがあったり問題が浮きあがったりする事があるので、そういう部分を含めて検討したらと思います。

会長 滋賀県の言葉の使い方なんかを見ると、今のテーマというのはつらいとかね、つらい思いとかそれからとても不安な思いをしたとか、怖い思いをしたとかそういった子どもの気持ちにそった表現を使って。この場合のある種の欠点はあいまいということですけどね。何でも入ってきちゃう、おぼけも怖いとかですね。何でもそういうことからすれば入って来れる。今の不信者によるというのも入るかもしれないし。それはオカダさんのいうと記述式でカバーするしかないとは思いますがね。答えやすいという点からするとそうやって聞かないと、つらいついてのはかくかくしかじかに対してつらいと思ったとか、そういうふうにやっちゃうともう。ある一部の高校生しか返事できないというふうになりかねない。それはやっぱり考えないといけない。

委員 増やすともものすごく集計が大変なので、一問とか二問とか。私がやった分でも事由記入欄にかなり気づきの部分が見えて、まあ基礎資料ではあるんですけども書いた人の気づきとかいろんなものがあつたなあというのがあります。ただ、分量が多いと集計が大変なので絞らないと大変というの

はあります。

会長 実際やりだすと非常につらい作業になると思います。滋賀県なんかを見ると明らかに子ども権利条約が登場した大きなウェイト占めている問題を取り入れているわけですね、意見表明権とかそれからゆとりがあるとかですねそういうのを多く取り挙げているんですね。でも、こういうのはいわゆる高開発国というか、そちらか見ると偏っているなというのも出てくるわけです。子ども社会的に見ても、ホームレス状態の子どもたちもいるし、ほんとに生活困難な家庭の子どももいたりして、まともなものも食べないという子どももいるわけですね。そういう子どもからすると、ちゃんと保護されていないのは困るとかですね、ちゃんと食べないと困るというのがある。それから障害児が固有の差別をされているとかそういった個別の問題があるわけですね。非行少年は実は被害者であるとかそういったものはどうするんだっていうつらい問題も出てくるんですね。だから滋賀県の場合はいわゆる要保護問題というテーマで養護施設などを対象にしてやっていて、非行少年問題は児童自立支援施設に向けてやっているんですね。そう意味では障害児に対する不利益や差別という点では今回の障害者の差別条例の差別事例集で子どもの部分を抜き出すとそういう問題になってくるんですね。だからその辺をどういう全体構成の中で組んでいくか、しかも数少ない項目にしていくかというのは神経使うと思いますね。どの辺を主要なテーマと考えるかで構成も違ってくると。今日の人権問題の主要なテーマというのは、例えば次世代育成支援という観点からすると、従来の保護、これがちゃんとできているとは私は全然思わないんだけど、従来の子どもを保護するという政策的なあるいは社会的なシステム作りに対して、子どもは保護する客体だけではなくて、自ら育ち行くあるいは社会に参画していく主体であるというふうに見ていくっていうのが主要な人権問題上の転換期というように考えたら、そういう点を全面に出していくというのはそれなりの必然性はあるのはあるんですけどね。ただ、一方で要保護問題というのはこれもまた増えているんですね。虐待事例の根底を成すのは要保護問題なんです。その背景にある生活、貧困の問題というのはどんどん今増加していますからそういった意味では今後の人権上重大な問題とも言えるわけです。虐待も含んでいると、非暴力の問題。さっきの不審者のことも含めて非暴力の問題っていうことはここでも入っているんですね。

それはそれでね。要保護問題というのも養護施設を対象に取るという形で答えているというか拾っているか。その意味ではこれ実施した人はいっぱい議論したなと思いますよやはり。苦肉の策じゃないですかね。これ見てじゃあ障害児はどうなんだっていう意見は必ず出ますよ。障害児は子どもじゃないのかって。そういう点からすると千葉の場合は、差別事例の中で子どもの部分を拾い出したら、それはもうすでに実施しているわけだから、それはかなり補強できるなという感じはありますね。個別テーマから言うとそれはいっぱい出てきますよ。不登校はどうなんだとかね。そういう事を、主要なテーマを意識しながらそれを全面に出しながら。だからそれは子ども権利条約的に言うと一般原則の部分と、ゆとりとか余暇というのは一般原則に入っていないんですけどね、意見表明は入っている、差別も入っている。ただゆとりとか休息というのは入っていないんですけども、この場合はそういうのを現代的な主要なテーマとしてその背景には多くの子どもたちが置かれている状況からしてそのことの重要性を抽出したんじゃないかというふうに思います。だから根底には、今の子どもたちがどういう状況に置かれているかという、一般的にね。ということ意識しながら案作りをしていくということになりますかね。もう1点、実際作りながらうまく入ればと思っているんですけども、例えば社会参画で言うならば、社会に自分が参画できてよかったと思うかどうかとかね、それから事例の集める中に、自分は社会参画の活動ができてこういう参画の仕方ができてよかったという事例はありますかというのを出してもらうといいですね。言葉はくだかないといけないと思いますが。それから権利侵害に関しても自分がとても大切にされてよかったと思う場合というのはどんなことがありますかというような事を、これはアンケートではなく私は事例、子どもの人権侵害事例を公募していく中でそういうのを入れていくと良いんじゃないかと思っているんですね。アンケートとは別に出すね、人権侵害の事例を、これは障害者の差別の研究会に習うんですけども、その中で言葉で言えば、人権が守られてよかったと言い換えればとても大切にされてよかったなあというそういう体験というのはどんな場合でしたか、それから社会参画できてよかったなど。

委員 じゃあせつかくですから最後の記述欄に、そういう枠を取ったらどうですかね。

会長 アンケートの中にですか。

委員 せっかくやるんですから、広い範囲で、だから大切にされてよかった事、地域の中でこんなふうには大人と一緒にできてよかった事とかあとつらく不安で困った事とか、そこは記述欄に具体的に書いてくださいあとは全部選ぶのにしたらどうですか。せっかく広く取るんですから。声も。集計は大変かもしれませんが、広く声が集るんじゃないかと思います。

会長 いかがでしょうか。私が聞きたいことはそれはアンケートの中でやるということですか。

委員 例えば質問は20項目でそれは選択式にしといて、あと記述欄を設けて今まで大切にされてよかった事、具体的に以下は書いてくださいとそういう欄を作ったらどうですかね。用紙で戻してもらわねえ。

会長 私のイメージではね、やはりアンケート以外に人権侵害を受けたという事例集も集めたらどうかと思うんです。その時に、侵害を受けたというだけでなく逆のケース、社会にこういう参画の仕方ができてよかったというとても良いことになる、それから侵害ではなくて人権を守られたと、なかなか難しいですけどもとても大切にされてよかったと。それが学校の場面かもしれないし。親に守られてということかもしれないし。そういうのを集めたらいいんじゃないかと。

委員 それはホームページで呼びかけるんですか。

会長 その方法については、これから議論。やるかやらないということからいけないので。そういう人権侵害事例。

委員 私は、それはまた再度やってもいいと思うんですけど今回もその部分を少し、書ける部分は書いてもらったほうがいいかなと。せっかく学校通じていっぱい集めようという時に。

会長 アンケートでやるんだったらこっちではやる必要はないと思うけどね。二重にはね。

委員 別の方が良いという理由は。

委員 どれくらいにお願いするかにもよりますよね。

委員 やっぱり何千単位ですよ。県内でどの程度。市町村はいくつあるんですかね。

委員 この場合には、760 何件集ったんですけども1件1件研究会で全部検討しているんですよ。その差別の事例として挙がって来たものを、これはほ

んとに差別なんだろうかというのをやっているんですね。そういうものがあるから条例の中には差別の事例として例示されるという所までいったわけですよ。だから、自由記述で出たものをどう取り扱うかということもある程度ないと、数千単位で出てきたものに対して自由記述をどう取り扱うかという見通しがなくなかなか難しいと。やはりかなりの数を予定するのであれば、あまり自由記述は考えないでやった方がその先はやりやすいなと思うんですね。数千の自由記述を整理するというのはそれこそ委託で金を使ってやるんなら別ですけど、そうじゃなかったら誰がやるんだろうなという感じになりますよね。

会長 それはそう思いますね。むしろ三千とか四千とかやるんなら、私は自由記述をなくした方が良いと思うね。それで、事例を集めますという公開でね。そっちで別にやったほうが良いと思いますね。

委員 アンケートで大切だなって思うのは、その子ども自身が事例じゃなくって、例えばどんな小さいことであってもそれをつらく感じているというそういう状況があるわけじゃないですか。子どもの気持ちがどうなのかというのを掴みたいと思うんですよ。今、千葉県の子どもたちがどのような気持ちでいるのかというのを掴みたいなとちょっと思うんですけど。気持ちを掴むというのはとても難しいことで、何かをされたということではなくても非常に虐げられたと思っている子もいるかもしれないし、それが大事なことでそれを変えないといけないと思っているんですね。何かをされたからそこ無くすというよりもむしろそういう環境があるということが問題なんだと思っているんですよ。だからそこを取れないかなとずっと考えてるんですけど、難しいかなと思っているんですけど、けどそこが掴めないとももちろん虐待を受けた子どもたちもいるし、いろんな意味で改善されないといけないものもあるけど、ほんとに普通の子どもたち全般がどのように感じているのか、生きやすいのか生きづらいのかそこら辺をきちっと掴みたいなとすごく思いますね。

委員 滋賀県の5ページで、子どものつらい経験がある。で、その下がつらい経験をした時の気持ちはってのも、生きているのがいやになるくらいつらい気持ち、家に帰りたくなかったり学校に行きたくない気持ちというふうなこれもあるんですね。これは感じ方の問題と何がつらかったのかっていうだから記述じゃなくて選択項目を増やして、どんな感じだったのかと何

がつらいのか何が不安なのかを○つけてもらえるような項目をこっちが考えださなきゃ、あらゆるケースというか、網羅はできないでしょうけど、それは必要かもしれないですね。

会長 私も滋賀の5ページみたいなこういう取り方で取るのは良いと思いますね。まあその辺が折り合いどころですかね。アンケートの事はそういう格好で、どうよう案になるこれもやってみないとわかりませんが。その障害者の研究会でやったような事例集についてはいかがですか。はい、子どもの権利侵害事例集を集めますと。

委員 賛成です。今回の差別をなくす条例は結果的にね議会で条例がどうなるかってのはわからないですけども、条例で規定されるされないかは別としても、いわゆる指定期間に差別されたと思うときにですね、そこに相談をするという地域相談員とか、指定機関への相談、中核センターが想定されていますけど、ああいうことが繋がっていくということが大事だと思っているんですね、この子どもの権利に関しても条例制定を目指していくわけですけども、その議論の中で行けば、子どもが権利を侵害されたSOSっていうのを出すところが出来ていけば、それが条例で規定されるかは別としてもどちらにしてもそういう場があるということはとても重要なわけで、そこにつながっていくような取り組みを議論していくことが必要だと思うんですね。そのためには様々な権利の侵害というかほんとにつらく悲しい思いをしたことがあるんだというのが事例として出てきて、それをそうじゃなくしていくためにどんな仕組みが必要なのかということ。それを考えていって、その仕組みを担保するために条例があるというね。そういう流れだと思うんですね。だから権利の侵害をされているという所からすくっていくということというのは、私にとってはこの研究会にとってとても重要なことだと思っているので、そのためにはその事例を集めていくことは重要だと思います。ただ、差別なくす研究会の場合も最初はほとんど集らなかったそうです。で、もう一回いろんな親の会などでほんとに事例がないのかとことで、もう一度あるんであればどんどん出してこうよとという呼びかけをどんどんして行った結果として出てきたと聞いているので、これもですね、待っていては出てくるはずもないと、つまりみんなで県内のいろんな所に呼びかけて事例が挙がってくるようにしないとですね、空振りになるとその後進めにくくなると思うので、その覚悟が必要かなと思

ます。

会長 おっしゃる通りだと思います。そこで、よかった体験を出してもらえばいいのかなと思います。やはり人権を守るというのは良いことだなと。社会参画するって良いことじゃないのってそういうのを、子どもから。その先に例えば、社会参画実践例とかねそういうのも、その後の作業なんですけども、こういう実践をしてこうなりましたと。それで、子どもたちがこのように生き生きしてきましたというのをひろっていく作業も是非やりたいなど。

じゃあ子どもの人権侵害の事例を公募すると、いうのとアンケートを実施するという2つはやりましょうということになると思います。あの、ホームページ等で公募した場合というのは障害者差別条例のときは障害福祉課さんがやられたんですよね。そうですね。そのやり方については委員さんと協議して。

事務局 失礼します。事例を集めた段階では、一昨年平成16年の9月でしたので研究会がまだ設置されておられませんでした。ですので、まず事例を集めてその後年明けの平成17年になってから設置した形ですので、まだその段階では事例の収集、公募をしてたという段階です。

会長 はい、わかりました。じゃあ、実施に関してはアンケートと同一歩調ということで次回の委員会でやりかた等も含めて最終確認をですね、ある程度事務局とも打ち合わせる必要があると思いますし。そういうことをやりながら、最終確認をした上でスタートというのを確認でよろしいですか。では、他に調査方法に関してご意見ありますか。私は、1つあるんですけども、調査の中に入るとは思うんですが今現在実際に子どもの人権相談というのは行われているわけです。例えば、法務省の人権擁護委員会。これは子どもに限定しているわけではないんですけども。その中で子どもの人権相談もけっこういってるわけです。かなりの数いってると思います。それから私が運営委員をしている子どもと親のサポートセンターもですねそういう仕分けをしているかどうかは粒さにはわかりませんが、様々な相談件数というのはものすごく多くなっていますよね。その中に、子どもの人権にかかわる相談内容も来ているのが事実なんです。それはうかがっていますんで。そういうものであるとかそれから福祉関係でいうと県社協の運営適正化委員会が大体苦情の受付をしているんですけど、その中で

児童福祉関係の苦情はその中に位置付けられていますから着ている。それから準民間で言えば、子どもと親のサポートネットなんかが子どもの権利擁護活動をするなかで、子どもの権利侵害に関する相談を受けていると。そういったものを集める作業をするといいんじゃないかと思っているんですよ。それと集める前にですね、これは今後のプログラムに係るんですけども、例えば次回は今のアンケートのことを検討する必要があるし、それぞれ調査方法に関して最終確認をする必要があるし。実施に移った場合にですね、その次の委員会までに全部調査が終わるというのは考えにくいと思います。整理作業もいっぱいあるわけですし、その間、今いった期間、例えば法務省の人権擁護委員会の人に来てもらってここに、昨年度の統計は出てますから昨年度の実施統計を持ってきていただいて、そこから子どもの部分についてこんな相談が寄せられていますというのをお話いただく。それ以外にも子どもと親のサポートセンターであるとか運営適正化委員会であるとか民間で言えば子どもサポートネットでこういう相談が寄せられていますと。そういうのをもしかした2団体2団体で2回くらいになるかもしれませんが、それでここでやっていただくと。その間傍らですよ、アンケートの集約作業を並行して進めていくとこれはここではあんまりできないんで、ちょっとご苦勞だろうけどもやると。そういうイメージを持っているんですけどいかがでしょう。だから調査方法的に言うと、アンケート、それから事例集、それから人権相談の受付団体の調査、この3本立てで行こうかと。やはり今後の事を考えると今実際に、子どもの人権を守るための活動をしていらっしゃる方がたがいるわけですから。そのことを大事に考えて受け止めて、それで全部なんとかなっているんだったら新たにいらんかも知れない、しかし、やりながらその方々がこういう課題があると感じていらっしゃればそれはとても大事なことだと思うんですね。

委員 委員の方たちもそれぞれ子どもの権利にかかわる活動をされてらっしゃいますので、その報告もそれぞれ時間をとってしていただいたらいいんじゃないかなと思います。

会長 というご意見がありますから、こども劇場さんもそうでしょうし、劇場さんの根本理念は子どもの人権を守るそれから文化活動ですかね。〇〇さんなんかCAPの活動をされているのも人権を守るという。今の〇〇さんのご意見に何か反応はありますか。

委員 そうですね。せっかく子どもに関わっている学校現場の中に入っていらっしゃいますのでその少し、子どもたちがどうやって権利を捉えていたり、どういふのを人権侵害と捉えてるかどうのをお話できたら良いなと思いました。人権侵害の事例集を作る、事例を集めてくるというのも人権侵害にあっていると思っていない子どもが人権侵害あっているという現状がすごくあるので、それはどうやったら集められるのかなとアンケートも事例の集め方も、相談は相談はアクション起せる人だったり、いやけど自らできない実際つらい思いをしている子どもの意見をどうやって拾うんだろう、学校に行けていない子どもは学校を通してだけでなく、学校行けていない子どもの声はどうやって拾えるのかなってやはりそこからアンケートの対象にもならない子どもがいるんではいけないといろいろ考えながらいたんですけど、今〇〇さんがおっしゃったところでそれぞれのものを出すというのはまず1つ賛成です。アンケートのところも、学校を通してというのは是非やってほしいけど、一応なんらかの方法で薄くなってしまおうとは思いますが、みんなに公募というかこういうのをやってますよというを出して、自力で出してくれるのであればそのフォーマットか何かを子どもがどの子も手に入れることができ、出したければ出せるという状況も作れないかなというのもあるし、あと、いろんな意見を集めるのもホームページを通してもとても費用もかからないけども、そういうのを使えない見られない子もいっぱいいるので、そういう子からどうやって集めたら、アンケートにすごく数字がほんとうの実状に信憑化をされるものが集められるのかなと思いつながら聞いていました。

会長 今のは例えば学校以外の例で言えば、うちの団体で子どもたちに聞いてとってみるといふのはそれはどうなんだ。それも含んでいいんじゃないかとそういうことになりますか。

委員 フォーマットが公開されればそれぞれがコピーをして自分の身近な子どもたちに見せてアンケートが取れるとかいろんな方法が取れるんじゃないかと思つます。

会長 さっき提案してくださったアンケートをとつて、子どもの人権侵害とかがあるということがあるので条例が必要であるという流れに持っていくというのは賛成なんですけども、そこをやりながらいつも思つのは、例えば人権侵害の例があつたときにじゃあ大人としてどのように対応してそうじ

やないふうにできるのかという所は、非常に語られないんですね。人権侵害があつてそれを何とかしないと云うのはいっぱい言われるんですけど、じゃあ身近にいる大人たちがファシリテーターとして、子どもに付き添う人としてどのようにあつたらいいのかという所を非常に語られないままいくいくという可能性を感じていて、そこはほんとに一個人というか大人の行き方になってくるんだけど、子どもともに生きるっていう所の役割というのをやはりどこかで整理していかなければいけないじゃないかなと思うんですよ。守るというのはどういうことなのかって思うけどやはりともに生きるということだと思つるので、そういう所が具体的にどういうことをしたら守られるのかっていう所を例えば1つの例の元に突き詰めて行きたいなという思いもすごくあるんですね。みなさんおっしゃるけども、じゃあ具体的にね、自分がどう変われば出来ていくのかというそういう突き詰めは出来ていないように思つたんですね。そういう意味では子どもと共にある人のファシリテートの仕方というのをもっと語られるべきだと思つし、その所を具体的にやっついていかないとそうあっちゃいけないよねという所で終わってしまうじゃないかなとすごく感じています。

委員 障害者の差別をなくすための条例に関しては、私の方もなんとか議会で成立することを目指して努力をしているんですけども、結果としてどうなるかは別として間違えなく私は、条例に成るかならないか、成らなくてもゼロにならないという経過をたどっていると思つたんですよ。この1年半の間に、40回近いタウンミーティングなどを開いて、今おっしゃった障害者の差別の問題はどういう問題かということに対して、それ以前に比べて遙かに県民の中に理解が深まるような取り組みをしてきているわけですね。ですから、条例というのは最後の結果なんですね。ですからそれが出来なかったらあれはこの一年半は全く無駄であつたという結果にならない取り組み方をして来ていると思つたんです。ですから私は、最後に条例として完結することが100%でそうでなければ0%ということではなくて、その子どもの権利の侵害であつたり、子どもがおかれている状態であつたり、そういうことに関して実態が明らかになって、それに対して大人がどう対応すべきかということのをこれからさき徹底して県内で議論を起こしていく、そういうなかで最後に条例化が目指されていくんだと思つているんで、いまおっしゃれたことをこれから議論をしていくことこそが重要なんだとい

うふうに思っています。

会長 そういうことに対して問題提起ができないと力にならない。それともう一つ差別をなくす条例のいいところだと思っているのは、提案をしているんですよね。差別をなくしていくためにこういうことをしていきましょうという具体的な提案を、まあそういっても日常的なものだけじゃなくて、政策的な提案も含むのではあるんですが、そういう提案もしていきましょうと、千葉県はですね。そういうところは凄いなと思ってるんですよ、あの条例案は。単なる、条例文案を書いただけじゃなくて、今後こうなっていくましようよというそういうイメージを提案事項として出しているところは凄いなと。それから推進委員会までつくってね。実際にいろんな意見を集約して、それが具体化されるための仕掛けも作っているわけなんです。これはとても参考になるし、全国的にも力のある案だと思います。それは大いに見習いたいと思います。

委員 子どもの人権侵害事例を集めるというと、誰が子どもを痛めつけているのか、いじめているのかという犯人探しみたいになってはいけないと思うんです。子どもの権利を大切にすることの、子どもの権利って何なのかという一つ一つを確認しながら、一般の人に投げかけて、子どもの権利を大切にすることがすべての人の権利、人権を大切にすることにつながっていくんだという理解を拡げる運動にならないと、人権侵害を集めようとかないと身構える人がいて、ブレーキかける人がいてって、そうってしまったらこれは失敗だと思うんですよ。だから、もっと権利って言うと、「ちょっと、ちょっと」って眉をしかめる人がいる現状のなかでね、違うんだよ、子どもの権利って一緒に考えるってことは、すべての人のためにもなるんだよってことをうまく伝わるような活動にしないと失敗するかな。その辺の投げかけ方も工夫していかないといけないなと思います。

会長 こういう投げかけ方、アンケートを通じて、何が自分の権利なのか、考えたこともないとか、そういう人がそういうことを考えるきっかけになるとするととてもプロセス自体が運動になると、これはとても重要な視点だと思う。そうなるような投げかけ方っていうのは容易ではないなと思いますけどね。だから、障害者差別をなくす条例の場合は、障害者差別とはこういうことだっていうことをすごく議論しているわけです。だから子どもの人権とはじゃあ何かっていったらですね、ものすごい、全部拾わな

ければならないから、今の時点では私は、子どもの権利条約がベースですと、そこに出されていることが子どもの権利ですと、いう具合におかないと無理だと思うんですね。子供版とかを紹介するのはできるけどね、この機会を通じて目を通して欲しいというくらいのスタンスでやらないと、いくら易しくとはいっても子どもの権利ってこういうことですから誰かが書いたからといって、そうはちょっとなかなかできないんじゃないか。

委員 何が侵害される人権なのかをちゃんと明示しなければならないと思う。

会長 ほかに意見ありますか。

委員 自分でこの設問を理解して書いていくっていうのは、小学校の低学年と高学年では全然違うので、そういうことに配慮して考えていくことは必要かなと。

会長 上は18歳未満ということはこの会は決めましたから、下をどうするかっていうことですね。

委員 まあ10歳とかするのか、1年生からやるのかということは、ほんとに幼い子どもたちが自分で言ってることの意味もそんなにわからないで子ども言葉でポンと出してくるような子ども達が、選択肢を選ぶような選択肢ってどんなのがあるのかなって、工夫のしどころでできるのかも知れないけど……。これは検討課題かなと思います。

委員 アンケートの最後に一つだけ空欄があって、事例とか、書きたい子が書くようなですとほんと20人に1人くらいなのかも知れませんが、1個あってもいいのかなと思いますが、これは原案を見てからまたやった方がいいですけどね。

会長 まあ、小学校低学年の集会とか、子どもタウンミーティングとかやってと思いますが、子どもを前面に立てて、子どもの意見を大事にしてというのは誰しも言うのですが、実際に重要なのはファシリテーターの力なんですよ。適切なファシリテーターがいないと低年齢でも高年齢でも駄目なんですよ、実際は。

でもねアンケートでね、ファシリテーターを含めてというのはちょっと難しいと思います。滋賀県の場合は小学校4年からというわけになっているんですね。まあ、どこで切っても問題提起はされそうだけど……

委員 字が読めなかったり、書けなかったりということで、私たちはやったあと字でもいいし絵でもいいしということで書いてもらうんですけど、以前

は項目で○をつけるののやったんですけど、その字を読むのがまず1, 2年生は読んであげないといけないので、自分たちが読むか担任の先生に任せるかっていうところがすごく問題になって、自由な感じがしないからってということで、ある程度の統計もとれたからって止めたんですけど、そういう意味では量的にどれくらいなるかわからないですけど…学年は適当につけちゃいます、何番が好きだからとか…なんとかちゃんが何番付けているの見たからとか、そういう意味ではちょっともったいないので、やっぱり読んで自分の気持ちをつけれるっていったら3年、4年、3年も終わりに近ければっていう感じかなと…それ以下のところはこういう場で子ども言葉の言葉を伝えたいなと思います。

会長 言葉を使ったコミュニケーションによる調査ですからね…その辺は考慮しなければいけない。

そろそろ時間もないので、ほかに何かご言があれば…

委員 いろんな法律はあるけれど、なぜいま人権条例が必要かというのが千葉県の中かでたくさんの方が理解できるようになるために、このアンケートが第一歩かなって思いました。

会長 ありがとうございます。それでは次回ですが、アンケート案と事例集の集め方、それから権利擁護団体活動の聞き取り、その進め方全体について最終検討するということによろしいですか。

ではそういうことで事務局もよろしくお願いします。

本日は以上で終わります。ご苦労様でした。